

群馬県職員措置請求監査結果

第1 主文

本件措置請求を棄却する。

第2 請求人

第3 請求書の提出

令和2年1月21日

第4 請求の内容

1 請求の要旨

群馬県山本知事は県職員1名と共に昨年10月22日に東京都で開催された新天皇即位のための儀式である即位礼正殿の儀に、祝賀のための美術品を贈呈し本式典に参列した。これらの儀式、式典は日本国憲法が定める民主主義や国民主権の原理、政教分離原則などに反するものとして違憲の疑いが払拭されないとの判例もある。このように憲法違反の疑いが指摘される皇室儀式に、祝賀の記念品をはじめ交通費など県の公金合計639,120円を支出して参加したことは、憲法第99条に定められた憲法尊重擁護義務に反し、平和や民主主義の実現を願う県民の思いを裏切る行為であり、一群馬県民として認められない。

山本知事は上記式典に参加した際に使用した群馬県費全額を私費をもって県に返還することを求める。

2 事実証明書（請求人から提出された資料は、表題の記載がないため、当監査委員において表題を記載した。また、陳述までに請求人から追加提出された資料は、当監査委員において表題を記載し、事実証明書5として付番した。）

- (1) 事実証明書1 群馬県知事及び随行した職員に係る旅行命令簿
- (2) 事実証明書2 皇室献上品の額装業務委託に係る見積書
- (3) 事実証明書3 皇室献上品（正絹桐生織（絵画織）「富岡製糸場錦絵」）に係る請求書
- (4) 事実証明書4 儀式当日に使用した群馬県タクシー共通乗車券
- (5) 事実証明書5 違憲の疑いが指摘された判例

第5 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年2月4日に受理を決定した。

第6 監査の実施

1 監査対象事項

即位礼正殿の儀（以下「本件儀式」という。）に係る公金の支出について

2 監査対象機関

総務部秘書課（以下「秘書課」という。）

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和2年2月12日、地自法第242条第6項の規定により、請求人の陳述を聴取した。また、請求人から事実証明書5が追加提出された。

4 監査の実施

令和2年2月18日、監査対象機関に対し、監査委員による対面監査を行った。また、これに先立ち監査委員事務局職員による事務ヒアリングを行った。

第7 監査の結果

1 監査対象機関の主張及び説明

- (1) 本件儀式の概要について

ア 儀式の目的、根拠及び性質

即位を公に宣明されるとともに、その即位を内外の代表がことほぐ儀式であり、日本国憲法（以下「憲法」という。）第7条第10号の「儀式」に該当し、皇室典範（昭和22年法律第3号）第24条に基づくものである。

令和元年9月20日の閣議において、憲法上の国事行為として行うことが決定された。

イ 参列の経緯

- ・ 令和元年8月9日 全国知事会総務部から企画部総合政策室宛てに「総務省から参列者の推薦依頼があり、都道府県知事を推薦する」旨の連絡
- ・ 同年9月24日 全国知事会事務総長から各都道府県知事宛てに本件儀式の案内通知（内閣総理大臣からの案内状を含む。）
- ・ 同年10月22日 群馬県知事（以下「知事」という。）が本件儀式に参列

ウ 日時、場所、参列者数及び参列者の範囲

- ・ 日時：令和元年10月22日（火・祝）午後1時
- ・ 場所：宮殿
- ・ 参列者数：国内外から約2,500人
- ・ 参列者の範囲：皇室関係、立法機関（国会議員等）、行政機関（内閣総理大臣等）、司法機関（最高裁判所長官等）、元三権の長（元内閣総理大臣等）、地方公共団体（都道府県知事、同議会議長等）、外交関係（外国元首、駐日外国大使等）、各界代表、報道関係

エ 都道府県知事の参列の状況

全都道府県知事が本件儀式に参列した。

(2) 献上について

ア 献上の根拠

天皇陛下の即位を祝するために贈与される物品については、令和元年6月21日の国会において、天皇の即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法（昭和22年法律第113号。以下「皇経法施行法」という。）第2条に規定するもののほか、同年10月11日から同年11月29日までの間において、内閣の定める基準により、天皇陛下の即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるとする議案が議決され、これを受けて、同年7月2日の閣議において、「天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品の譲受けに関する基準について」（令和元年7月2日閣議決定。以下「本件基準」という。）が決定され、都道府県等から皇室に対して物品を献上することができることとされた。

イ 上限額

憲法第8条、皇室経済法（昭和22年法律第4号。以下「皇経法」という。）第2条第4号及び皇経法施行法第2条第1号の規定により、皇室が譲り受けることができる金額の上限は年間600万円とされているが、今回、天皇の即位を祝するために贈与される物品については、上記国会の議決及び閣議決定により、贈与できる期間や団体を限定することで、法律上の上限を超えて譲り受けることができることが決定された。

ウ 送達までの経緯

令和元年7月18日に庁内に皇室献上品に関する検討委員会を設置した。同月23日に同検討委員会を開催し、献上品の候補が選定された。その後、知事協議等を経て献上品が決定され、同年11月25日に宮内庁に献上品を送達した。

エ 都道府県の献上の状況

全都道府県が献上した。

(3) 公金の支出について

本件儀式に際し支出された県費は、知事に係る旅費 15,220 円、随行了した職員に係る旅費 14,720 円及びタクシー料金 780 円の計 30,720 円のみであり、献上品（605,500 円）は、後日宮内庁に送達したものである。

なお、本件儀式への参列に係る旅費、タクシー料金及び即位に係る献上品の合計金額は、636,220 円である。

(4) 請求人の主張に対する見解について

ア 知事及び随行了した職員が公費を使って儀式に参列したことは、憲法の民主主義、国民主権の原理、政教分離原則及び憲法尊重擁護義務に反するとの主張について

内閣総理大臣名で、全国知事会を通じて知事宛てに当該儀式への参列案内があったことから、これに応じて、知事が公務として参列したものである。

なお、平成 16 年 6 月の最高裁判決において、「県知事及び県議会議長が即位礼正殿の儀に参列した行為は、即位礼正殿の儀が皇室典範 24 条の規定する即位の礼の一部を構成する伝統的な皇位継承儀式であること、参列が公職にある者の社会的儀礼として他の参列者と共に天皇の即位に祝意を表する目的で行われたことなど判示の事情の下においては、憲法 20 条 3 項に違反しない」と判旨されている。

また、県職員については、知事の公務出張に伴う通常の随行業務を行ったものであり、参列者の集合場所である都道府県会館まで同行した。

イ 知事に対し、上記式典に参列した際に使用した群馬県費全額を私費をもって県に返還することを求めるとの主張について

一連の旅費の支出は、公務に係るものとして行われたものであり、県費をもって支弁することが適当であると考え。また、献上に係る支出についても、皇経法第 2 条第 4 号、皇経法施行法第 2 条第 1 号、国会の議決及び閣議決定並びに宮内庁からの取扱通知（以下「宮内庁通知」という。）に沿って、県として行ったものであり、県費をもって支弁することが適当であると考え。

2 事実関係の認定

(1) 即位礼正殿の儀への参列について

知事は、皇位継承式典委員会委員長である内閣総理大臣の案内を受けて、令和元年 10 月 22 日に国事行為として挙行された本件儀式に参列した。なお、県職員 1 名は、知事の随行業務として、集合場所である都道府県会館まで同行した。

(2) 献上について

宮内庁通知において、著しく高価なもの等は譲り受けないといった基準が示されたが、具体的な上限額は示されなかった。

知事は、本件基準等に基づき、即位を祝するため、群馬県として県民を代表し、献上を行うことを決定した。献上品は、正絹桐生織（絵画織）額「富岡製紙場錦絵」1 点であり、令和元年 11 月 25 日に宮内庁へ送達された。

(3) 公金の支出について

次の公金の支出については、知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例（昭和 22 年群馬県条例第 16 号）、群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和 38 年群馬県条例第 24 号）及び群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号）等に基づき、適正に執行されていた。

- ・ 知事に対して支出された旅費：15,220 円
- ・ 随行了した職員に対して支出された旅費：14,720 円
- ・ 献上品に係る契約相手方に対して支出された額：605,500 円
- ・ （一社）群馬県タクシー協会に対して支出されたタクシー料金：780 円

なお、支出額は、請求人が主張する公金合計 639,120 円ではなく、636,220 円であり、その

差異2, 900円は、旅費のうち、旅行雑費を二重に計算したことによるものである。

第8 監査委員の判断

1 判断

請求人は、本件儀式は、憲法に規定されている民主主義、国民主権の原理、政教分離原則及び憲法尊重擁護義務に反し、違憲の疑いが指摘されていることから、これに基づく参列及び献上に係る費用の支出は違法又は不当であり、知事に対し、支出された公金の返還を求めると主張しているものと解される。

しかしながら、本件請求が、本件儀式の違憲性の判断を監査委員に求めるものであったとしても、違憲立法審査権を有しない監査委員は、この点については言及をなし得ないところであり、したがって、本件公金の支出の違法性、不当性についてのみ判断することとする。

ところで、普通地方公共団体の事務は、地自法第2条第2項に規定され、同条第5項の規定に例示されているところであるが、同項に例示されている事務に限られないことは明白である。この点、最高裁も、「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることに思いを致すと、対外的折衝等をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、右接遇は当該普通地方公共団体の事務に当然伴うものとはいえず、これに要した費用を公金により支出することは許されないものというべきである」と判示しているところである（最小判平成元年9月5日集民157号419頁）。

そこで、上記判例の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断した。

(1) 本件儀式への参列に係る公金の支出について

本件儀式は、閣議において、憲法第7条第10号の規定による国の儀式（皇室典範第24条）として、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重して国事行為として行うこととされたものである。

本件儀式への参列に係る意思決定は県の裁量に委ねられ、知事は、前記認定事実のとおり皇位継承式典委員会委員長である内閣総理大臣の案内を受け、当該趣旨を踏まえ、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である天皇の皇位継承儀式に社交的儀礼を尽くすとともに、天皇の即位に祝意を表す目的で、群馬県民を代表して参列したものであるから、当該参列は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものであるとはいえず、支出も手続ののっとり適正に執行されたものであり、違法又は不当であるとは認められない。

(2) 献上に係る公金の支出について

天皇陛下の即位を祝するための献上については、主権者である国民の代表機関である国会において、憲法第8条の規定に基づき、天皇陛下の即位に際し、皇室が、皇経法施行法第2条に規定するもののほか、内閣の基準により、天皇陛下の即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができることとする議案が議決され、及び当該議決に基づき、本件基準が閣議決定され、そのなかで皇室が都道府県等から物品を譲り受けることができることとされたものである。

献上の意思決定は県の裁量に委ねられ、知事は、宮内庁通知に基づき、所定の手続に従って、即位を祝する群馬県民の気持ちを代表して祝意を表すために、即位のお祝いにふさわしいと判断した物品を天皇皇后両陛下に献上したものであるから、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものであるとはいえず、支出も手続ののっとり適正に執行されたものであり、当該献上品に係る公金の支出は、違法であるとは認められない。

また、その金額については、宮内庁通知において、著しく高価なもの等は譲り受けることができないとされているが、当該献上品は、宮内庁通知ののりとしたものとして宮内庁を通して天皇皇后両陛下に受納されていることから、著しく高価なもの等に該当するとはいえず、不当であるとは認められない。

2 結論

以上のとおりであるから、知事に対し、本件について支出された公金の返還を求めるといふ請求人の主張は

失当である。

よって、請求人の主張には理由がなく、これを棄却する。

以上